

情報通信行政・郵政行政審議会  
郵政行政分科会（第81回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和4年7月15日（金）10：00～10：19

Web審議による開催

第2 出席した委員（敬称略）

佐々木 百合（分科会長）、島村 博之（分科会長代理）、巽 智彦、  
谷川 史郎、藤沢 久美、三浦 佳子

（以上6名）

第3 出席した関係職員等

藤野郵政行政部長、松田企画課長、景山郵便課長  
事務局：福田情報流通行政局総務課課長補佐

第4 議題

諮問事項

内国郵便約款の変更認可【諮問第1230号】

## 開 会

○佐々木分科会長 それでは、ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会第81回を開催いたします。

本日はウェブ審議を開催しており、全委員7名中6名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、名のってから御発言をお願いいたします。

それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。本日の議題は諮問事項1件でございます。諮問第1230号「内国郵便約款の変更認可」について、総務省から説明をお願いいたします。

○景山郵便課長 それでは、郵便課長の景山でございます。よろしくお願いいたします。

では、資料81-1に基づいて御説明いたします。

まず、資料のうち参考資料の一部、右肩に赤字で「委員限り」と書いているものがございます。具体的には20ページの参考資料2と、21ページの参考資料3になりますけれども、こちらは非開示の数字等を含むものとなっておりますので、この審議の中でも、直接記載内容には触れることのないようお願いできればと思います。

戻りまして、1ページが諮問書、2ページ、3ページが審査結果、4ページ、5ページが日本郵便株式会社からの申請書、6ページ以降が説明資料となっておりますので、これに基づき説明いたします。

7ページを御覧ください。まず第1として、日本郵便株式会社は郵便法第68条等に基づき、郵便の役務に関する提供条件について郵便約款を定めなければならないとされており、この制定・変更の際には総務大臣の認可を受けなければならない。そして、総務大臣はその認可に際しては情報通信行政・郵政行政審議会に諮問しなければならないとされておりまして、今回、諮問させていただいたところです。6月21日に申請がありまして、総務省で審査を行い、本日諮問させていただいたところです。適当との答申がいただけましたら、大臣の認可を行いまして、来年4月1日から実施予定の流れになってございます。

続きまして、8ページから、具体的な申請内容の説明になります。内国郵便約款第46条に定められておりますけれども、切手のほか、料額印面の付いた郵便葉書なども含まれますが、これらについて手数料を添えて、事業所、郵便局に提出することで新しい切手類と交換することができることになっております。料額印面が汚れていたり、毀損されている場合はできない形になっておりますけれども、その他交換可能な切手類については、19ページの参考資料1に表形式で記載しております。記念切手のような特別な目的で発行する特殊切手や、販売期間を終了したくじ付き葉書などを除いては相互に交換可能となっております。

今回、交換につきまして2点の変更がございます。1点は、一定枚数以上の請求の場合には受け付ける郵便局を限定すること。もう1点は、一定の場合には提出方法として、切手類を金額ごとにまとめていただく内容の約款変更を行うものでございます。

8 ページに郵便約款の新旧対照表を掲載しておりますけれども、9 ページにまいりまして第3項、「事業所」の後に括弧を開きまして、日本郵便株式会社が別途定める枚数以上のときは、別に定める事業所という記述を追加しております。こちらが1点目の変更になります。そしてその後に、「この場合において」とつながりまして、事業所が必要と認めるときは、切手類に表された金額ごとにまとめること等、事業所が指示するところにより提出していただくことがある、という記述を追加しております。こちらが2点目の変更になります。

この2点に共通する変更の趣旨ですけれども、4の補足の部分の冒頭でございますように、葉書の大量持込みや切手については、様々な金額のものがまとめられることなく持ち込まれた場合、受け付けた郵便局での枚数確認作業などの事務処理が大きな負担になっている現状認識がございまして、その事務処理負担の軽減を図ろうとするものでございます。

具体的には、「委員限り」としております20ページの参考資料2に記載しておりますけれども、大多数は一度に100枚未満の交換となっておりますけれども、割合としては非常に小さいものの、一度に1万枚以上の交換を申し込むケースもございまして、枚数としては相当程度を占めております。事務処理コストの面でも大きな負担となっている状況にあるとのことでして、それに対応しようとするものでございます。恐縮ですが、この資料の数値については非開示としておりますので、御注意いただければと思います。

10ページに戻りまして、参考1としています表も含めて御覧いただければと思いますけれども、1点目の提出局の限定につきましては、1回の交換枚数が1万枚以上といった極めて大量な場合、機械で自動的に枚数の確認などを行うことができる機械配備局などに限るとしております。この機械での処理の具体的なイメージは、こちら「委員限り」としてあります21ページの参考資料3で御紹介しております。画像以外の機器のスペック部分は非開示となっておりますので、ここも御注意いただければと思います。

戻りまして、厳密には機械配備局以外にも、要員の余裕や交換の需要、地理的な要件などを勘案しまして、日本郵便株式会社の支社が認めた郵便局も対象とすることにしておりまして、現時点では全国で974局を予定しております。22ページ以降の参考資料4に、都道府県ごとの受け付ける郵便局の一覧を掲載しております。この中で郵便局名に下線を引いておりますものが、機械配備局以外に指定する予定の郵便局となっております。

また10ページに戻りまして、2点目の変更事項である提出方法の指定ですけれども、具体的には切手類を金額ごとにまとめて枚数を記載していただくということで、葉書等は金額ごとに仕分けを、切手であれば金額ごとに用紙に貼り付けて、金額と枚数を記載いただくなど、枚数確認作業が容易になる方法で交換請求者に提出いただく内容となっております。

具体的に「郵便局において必要があると認めるとき」の例としては、10ページ下に具体例IからIVの形で掲載しておりますけれども、交換対象額の計算などの事務処理負担が多い場合、例Iでは複数の金額の切手が提出されたとき、こちらは6種類で100枚。例IIでは、複数の金額の葉書が提出されたとき、こちらは2種類で

8,000枚。例Ⅲでは、複数の切手と葉書が提出されたとき、こちらは4種類で100枚。例Ⅳでは、複数の葉書と郵便書簡が提出されたときで、こちらは3種類で110枚になっております。それぞれ金額ごとの仕分けや種類ごとの仕分け等を行った上で、合計枚数と合計金額を記載する事務処理は、今郵便局で行っているのですが、枚数が多い場合とか、複数の種類が混在しているような、金額の計算に必要な事務処理負担が大きな場合、そういったケースを想定しております。

ですので、一般の郵便局の利用者が書き損じた葉書を交換したりとか、買い置きしてあった切手を別の額面の切手や葉書に交換したりとか、交換件数の大多数を占めているような少量の事例については、基本的には変更が生じないものと想定しております。

12ページにまいりまして、今回の約款変更が行われることによる効率化が見込まれるポイントの説明になります。切手の場合と葉書の場合に分けて、事務処理フローに沿って効率化される点を記載しております。最初の変更後のところで、①と書いてありますけれども、持ち込む前に交換請求者において仕分けする作業を行っていただく形にして、それぞれ行っていただくことによって、その後の②で郵便局における仕分け作業が不要になったり、④の金額ごとの枚数確認が容易となることであったり、切手の場合であれば、⑧の用紙への貼り付けといった作業が不要になるとのことでございます。また、葉書を機械配備局で受け付けた場合には、枚数確認と料額印面の抹消作業などが機械で処理できる、効率化が図られる内容になってございます。

最後に、15ページから審査結果を記載してございまして、まず、日本郵便株式会社からの約款変更認可申請については、郵便法及び郵便法施行規則の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当であるとしてございます。

審査項目として今回該当しますのは、郵便法68条2項1号のイ及びハ、2号、それに形式的な要件であります郵便法施行規則28条各号となつてございまして、それぞれ必要な事項が、適正かつ明確に定められていると認められること、不当な差別的取扱いではないと認められることから、適当としているところでございます。

駆け足になりましたが、説明は以上でございます。本件審査について御審議いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能でお申し出いただけますか。

異委員、お願いいたします。

○異委員 ありがとうございます。今回対応される必要性はよく分かりまして、1点のみ質問ですが、これまで件数はすごく少ないとはいえ、1回当たり大量の持ち込みがあった点に関して、同じ方が繰り返し同じことをされているのか、それとも別人がそれぞれ1回限り同じようなことをされていたのかという点だけ教えていただけますと助かります。

○景山郵便課長 私で承知している限りであれば、例えば金券ショップなどであれば、継続的に同じ人がたくさん持ち込まれるケースもあると伺っておりますし、あるいは個人で収集していたものを一括処分するような場合に持ち込まれる人もあると思いますが、そういった場合はお一人が一回持ち込むケースに近いのではないかと承知しております。

○異委員 分かりました。ありがとうございます。認可の要件の中に、ご説明いただい

た通り「特定の者に対し不当な差別的取扱いするものではないこと」とありまして、同じ人が繰り返し持ってきているという場合ですと、その「特定の者」に対する取扱いの変更当たる可能性はあると思うのですが、いずれにせよ今回は「不当な差別的取扱い」とはいえない、合理的な取扱いの変更だと説明できますので、これで問題ないと思いました。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。御意見、御質問がございましたら、チャットのほうに書き込んでいただければと思います。

三浦委員、お願いします。

○三浦委員 ありがとうございます。基本的には賛成です。単純な質問で恐縮です、手数がかかって本当に大変だと思いますが、例えばこの変更が決定されたら、どんな形でそれを皆さんにお伝えするのでしょうか。何が気になったかという、事業者が郵便局に持ってきたとして、紙に貼ってもらう、全部金額を書いてこうするというような、ここに記載されている形になったことを、どのように事業者に知らせるのかということです。事業者か個人かが、変更を認識しておらず同じような作業が繰り返されると、その郵便局も困惑するのではないかと思います。変更されるときにはどんな形で告知するか教えていただいてよろしいですか。

○景山郵便課長 認可した後に、日本郵便株式会社で報道発表を行うなどウェブでも周知するほか、SNSの発信とか、あるいは各郵便局でチラシの掲示や配布といったことも行うと承知しております。

○三浦委員 SNSの手法とは。

○景山郵便課長 ツイッターなどのアカウントで情報発信しておりますので、そちらで掲載すると思います。

○三浦委員 分かりました。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。藤沢委員、お願いいたします。

○藤沢委員 ありがとうございます。議案には賛成で、こうやって郵便局の事務作業が効率化することは、これに限らずどんどん提案していただいて、進めていけたらすばらしいと思っております。ですので、賛成です。

基本的な質問ですけれども、切手とか葉書は、有価物で買取りをしなくてはいけない、多分どっかの法律上あるのだらうと思いますが、こういう切手等での支払いがだんだん減ってくる流れの中で、どこかの段階で買取り作業が発生しない形に持っていくことはできないのだろうか、当審議案件には直接関係ない質問ですけれども、よろしく願いいたします。

○景山郵便課長 切手、葉書は郵便料金の前払いをしている形になりますので、一方的に汚染とか毀損もしていない状態でそれが交換できなくなることは一般的にはなかなか難しいかと思っておりますけれども、そういったところを今後どうしていくかは、切手、葉書の制度を含めての検討と思っております、具体的には検討していないのが現状です。

○藤沢委員 ありがとうございます。昔、テレホンカードというのがあって、あれもある日なくなり、もちろん買取りもなくなっていったわけなので、切手に関してもそういうことも一度議論していただけたらいいのではないかと思います。ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

私も一委員として、当審議案件には賛成ですけれども、さらに効率化を進めるべきと感じております。

そのほかよろしいでしょうか。ほかに意見がございませんようでしたら、諮問第1230号につきましては、諮問のとおり認可することが適当である旨答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、よろしいですね。では、この案のとおり答申することといたします。

以上で本日の審議は終了いたしました。委員の皆様から、このほか何かございますか。

事務局からはいかがでしょうか。

○事務局(福田) 事務局です。次回の郵政行政分科会は別途御案内を差し上げますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉 会